

観光立国推進閣僚会議の開催について

〔平成25年3月26日
閣議口頭了解〕

1. 観光立国を実現するための施策について、関係行政機関の緊密な連携を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図るため、観光立国推進閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、全閣僚とする。
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣総理大臣が主宰する。
4. 会議の庶務は、国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。